

維持管理に係る計画書 別紙

(1) 発電設備について（再生可能エネルギー源を電気に変換する設備）	
①点検頻度	1 月毎に 1 回
②点検対象	反射状況
③点検方法	測定器具による測定、目視
④点検項目	反射先の確認
⑤異常時等対応	職員を派遣し、異常原因の究明と解決を行う。
⑥補修・更新時期等	1 年ごとに補修整備を行う。パネル耐用年数 20 年。令和 21 年に更新。

(2) 付属設備等について（キュービクル、架台などの再生可能エネルギー源を電気に変換する設備以外のもの）	
①点検頻度	1 月毎に 1 回
②点検対象	キュービクル、架台
③点検方法	測定器具による測定、目視
④点検項目	漏電、異音発生状況
⑤異常時等対応	職員を派遣し、異常原因の究明と解決を行う。
⑥補修・更新時期等	1 年ごとに補修整備を行う。キュービクル耐用年数 12 年。令和 13 年に更新。

(3) 事業区域及び周辺における必要な点検項目について	
①点検頻度	1 月毎に 1 回
②点検対象	柵、側溝、排水管、斜面安全確認、雑草繁茂、土砂流出
③点検方法	目視
④点検項目	土砂堆積状況、崩壊状況、雑草成長具合、周辺道路状況
⑤異常時等対応	土砂の撤去、斜面の整形、除草
⑥補修・更新時期等	1 年ごとに補修整備を行う。
⑦不定期におきる地震・雷・台風などの自然災害の事前・事後点検及び被災対策	事前) 職員を派遣し、必要に応じて対策措置を講じる。 事後) 職員を派遣し、損傷等の点検を行う。
⑧その他記載のない不測の事態への対応	職員を派遣し、異常原因の究明と解決を行う。周辺住民等からの苦情は真摯に対応する

注：「維持管理に係る計画書」の「点検概要」詳細欄に別紙の旨記載すること。